

三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金 交付要領

(目的及び交付)

第1条 三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金（以下「補助金」という。）は、フリースクール等民間施設（以下「フリースクール」という。）の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するために、フリースクールを運営する事業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することによって、持続可能な運営支援を図り、もって、不登校児童生徒等が安心して過ごすことができる居場所を確保することを目的とする。

2 この要領において、「児童生徒等」とは、県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校等のいずれかに在籍している者又は学校等に在籍していない高校生年代の者をいう。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「規則」という。）、子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）に準拠し、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、法人・個人を問わず、三重県・三重県教育委員会が不登校児童生徒等の支援を行っていることなどを現地確認したフリースクールのうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 三重県内に所在する施設で、不登校児童生徒等が安心して過ごすことができる居場所が確保されることを目的とした事業を行う者であること。
- (2) 不登校児童生徒等の将来的な社会的自立をめざして、相談支援等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- (3) 不登校児童生徒等への相談支援を行っており、令和8年3月31日まで、明確な活動実績を有し、支援活動を継続して行えること。
- (4) 週1回以上、利用者（親族等生計を共にしている児童生徒等は除く。）が在籍する学校で授業をしている時間帯のうち、一部相当する時間帯に開所し、不登校児童生徒等の受け入れができる通所型施設であること。
- (5) 利用者が安全安心に活動できるよう、利用者やその保護者への相談支援等に携わる者が従事していること。

- (6) 施設の利用又は相談支援等に関して、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じること。
- (7) 入会金、利用料を明確にし、Web ページ等で広く情報提供がされていること。
- (8) 施設環境について、利用者の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。
- (9) 利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- (10) 知事の求めに応じて、活動状況の情報を提供し、又は現地調査に応じること。
- (11) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (12) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- (13) 暴力団等排除要綱の別表に該当しないこと。また、暴力団等排除要綱に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (14) 利用者やその保護者への相談支援等に携わる者が、利用者に対する体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為を行っていないこと。
- (15) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表1－1のとおりとし、予算の範囲内においてこれを交付する。

（補助金額の算定）

第5条 補助金額は、補助対象経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、別表1－2に定める補助金額を上限とする。

2 前項により算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（申請の手続き）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、規則第3条の規定により、交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式1 別紙1）
- (2) 収支計画書（様式1 別紙2）又はこれに準ずるもの

- (3) 役員等に関する事項（様式 1 別紙 3）
- (4) 誓約書兼同意書【団体用】（様式 1 別紙 4）
- (5) 誓約書【個人用】（様式 1 別紙 5）
- (6) 法人登記簿又は登記事項証明書（所管法務局が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し（法人の場合に限る。）
- (7) 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの
- (8) フリースクールの事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等
- (9) 学校との連携が確認できる書類の写し（直近のもの 1 名分で、個人情報に係る部分は黒塗りとする。）
- (10) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し（法人の場合に限る。）
- (11) 「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し（法人の場合に限る。）

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは規則第 6 条の規定により補助金の交付を決定し、補助申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行うにあたっては、必要に応じ条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

（事業の着手及び完了時期）

第 8 条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象事業者が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する事業とする。

（補助金の交付条件）

第 9 条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) この補助金により購入した備品には、そのことが分かるように三重県が交付する備品シールを貼り付けること。
- (2) 県から現地確認、立入検査又は質問の求めがあった場合は、これに協力すること。
- (3) 補助事業終了後も、本事業に関係するヒアリング等の調査に協力を行うこと。
- (4) 補助金は、目的以外に使用しないこと。

(申請の取り下げ)

第 10 条 第 7 条第 1 項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助金交付申請額が変更となる場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式 2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定における変更とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

(2) 補助対象経費の合計額が変更となることに伴い、補助金交付申請額に変更が生じる場合

(補助事業の中止・廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式 3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業等の遂行の状況に関し、知事が必要と認める場合には、遂行の状況がわかる書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第 14 条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命じることができる。

3 知事は、前項の一時停止を命じる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置をとらないときは、第 21 条第 1 項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（補助金の概算払）

- 第 15 条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 10 分の 8 以内の金額（千円未満の端数は切り捨て）を 1 回に限り概算払いすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払請求書（様式 4）を知事に提出するものとする。
- 3 補助事業者は、概算払により支払を受けた後、補助金額確定後、概算払精算書（様式 5）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助金の交付決定をした会計年度の末日又は事業完了後 14 日以内までに、実績報告書（様式 6）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 17 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容（第 9 条に基づいて承認を受けている場合はその承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

- 第 18 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、第 1 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金額確定後、精算払請求書（様式 7）を知事に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(是正のための措置)

第 20 条 知事は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを当該補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消等)

第 21 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。また、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく第 22 条の規定による報告をせず、又は立ち入り、検査、質問を拒んだとき。
- (4) 利用者やその保護者への相談支援等に携わる者が、利用者に対し、体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為を行っていることが判明したとき。
- (5) 補助事業者が暴力団等排除要綱別表に掲げる一に該当する者と確認されたとき。
- (6) 補助事業者が、暴力団等排除要綱第 8 条第 1 項に定める「補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときに、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うことの義務」を怠ったとき。
- (7) 前各号のほか、補助事業者が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、若しくは知事の指示を履行しなかったとき、又は補助事業等に関しその他法令、本要領に基づく知事の求め等に従わなかったとき。

(立入検査等)

第 22 条 知事は、補助金の交付を受けた者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係諸帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 23 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式 8)によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 24 条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 8 月 5 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表 1—1（第 4 条関係）

対象経費	補助率	補助上限額
(1) フリースクールの職員にかかる人件費 (2) 施設環境整備にかかる経費 (修繕費、備品購入費、賃借料等) (3) 施設運営にかかる諸経費（消耗品費等） (※ 1)	1 / 3 以内	1 者あたり 4 0 万円～6 0 万円

※ 1 フリースクールの運営者として、施設を運営していく上で、必要となる経費に限る。

※ 2 対象経費は、本事業実施に使用したことが確認できるものに限る。

※ 3 令和 7 年 4 月 1 日より前に発注や支出を行った経費や令和 8 年 3 月 3 1 日より後に発注や支出を行った経費は補助対象外とする。

別表 1—2（第 5 条関係）

開所日数	補助上限額
週 1 ～ 2 日	4 0 万円
週 3 ～ 4 日	5 0 万円
週 5 日以上	6 0 万円

※本事業を行う施設の基本的な開所日数に応じて、上記の額を限度とする。